法第九条関係　　２５環廃一第１０９号

一般廃棄物処理施設設置許可証

平成２５年　５月１０日

住　所　　東京都江東区木場五丁目６番３５号
氏　名　　株式会社都市環境エンジニアリング
　　代表取締役　伊藤　憲男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条第１項の規定により、許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

東京都知事　猪瀬　直樹

許可の年月日	平成２５年　５月１０日　　許可番号　一施第５９号
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類	ごみ処理施設（選別施設） 普通ごみ（紙くず、廃プラスチック類）
設置場所	東京都大田区京浜島二丁目１５番１１号
処理能力	２０．０ｔ／日（２．０ｔ×１０時間）
許可の条件	稼働時間は、８時から19時（うち休憩時間１時間を除く）の10時間とする。
留意事項	１．施設の設置にあたっては、各種関連法規を遵守すること。 ２．計画内容等に変更があった場合は速やかに連絡し、指示を受けること。 ３．施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。

東京都

この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。